

特定最低賃金の改正を求める申出書

- 1 非鉄金属製造業
- 2 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業
- 3 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 4 輸送用機械器具製造業
- 5 自動車小売業



令和7年 7月 25日

埼玉労働局 局長
片淵 仁文 殿

上尾市二ツ宮656-2
日本基幹産業労働組合連合会埼玉県本部
委員長 羽 田 野 省 三

さいたま市大宮区桜木町4-883
JAM埼玉北関東 埼玉県連絡会
会 長 今 井 信 博

行田市埼玉4125
全日本電線関連産業労働組合連合会埼玉地方協議会
議 長 諏 訪 雄 輔

さいたま市浦和区岸町7-5-19
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
埼玉地方協議会
議 長 竹 内 秀 之

申 出 書

最低賃金法第15条第1項規定により、埼玉県非鉄金属製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋特株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者4,630名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋特株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における非鉄金属製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素材形材製造業、その他の非鉄金属製造業を除く。以下同じ。）の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素材形材製造業、その他の非鉄金属製造業を除く。以下同じ。）の労働者の概数

令和3年経済センサス活動調査

適用労働者数
4, 6 3 0 人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	8事業所	2, 3 8 5 人
合 計	8事業所	2, 3 8 5 人

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

非鉄

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給	時間給小数点 切り捨て	適用労働者	協定書
1			205,150	7.75	157.58	1301.85	1,301	346	○
2			215,000	8.00	160.67	1338.17	1,338	377	○
3			215,000	8.00	160.67	1338.17	1,338	346	○
4			195,000	8.00	161.33	1208.68	1,208	294	○
5			208,500	7.75	157.58	1323.11	1,323	271	○
6			205,000	7.83	161.24	1271.43	1,271	182	○
7			192,000	7.50	156.09	1230.06	1,230	430	○
8			206,000	7.75	157.58	1307.24	1,307	139	○

2,385

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳 非鉄

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			346
2			377
3			346
4			294
5			271
6			182
7			430
8			139
合 計			2,385

県内適用労働者数

4,630

51.5%

1/3

1,544



令和7年 7月25日

埼玉労働局 局長
片淵 仁文 殿

さいたま市大宮区桜木町4-883

JAM北関東 埼玉県連絡会

会 長 今 井 信 博

さいたま市北区植竹町1-324

JEC連合埼玉地方連絡会

議 長 小 池 弘 之

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助経済活動を行う事業所又は純粋特殊会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者2,440名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助経済活動を行う事業所又は純粋特殊会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②賃金の最低額に関する労使協定の写し、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- ③それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の事業所数と労働者の概数

令和3年経済センサス活動調査

適用労働者数
2, 440人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	4事業所	2, 035人
合計	4事業所	2, 035人

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

光学 光学機械

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給	時間額 小数点以下切り捨て	適用労働者数	協定書
1			182,400	7.67	153.33	1189.57	1,189	349	○
4			196,000	8.00	158.00	1240.51	1,240	1,183	○
2			205,000	8.00	161.33	1270.66	1,270	379	○
3			205,000	8.00	161.33	1270.66	1,270	124	○

2,035

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳

光学

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			349
2			379
3			124
4			1,183
合 計			2,035

県内適用労働者数

2,440

1/3

814



令和7年 7月25日

埼玉労働局 局長
片淵 仁文 殿

さいたま市浦和区岸町7-5-19
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
埼玉地方協議会

議長 竹内 秀之

さいたま市大宮区桜木町4-883
JAM北関東 埼玉県連絡会

会長 今井 信博

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋特許会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者37,220名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋特許会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の労働者の概数

令和3年経済センサス活動調査

適用労働者数
37,220人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	29事業所	18,004人
合計	29事業所	18,004人

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

電機機械

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給	時間給小数点 切り捨て	適用労働 者数	協定書
1			205,000	8.00	161.33	1,270.66	1,270	801	○
2			174,450	7.50	146.88	1,187.74	1,187	751	○
3			205,000	7.75	154.35	1,328.11	1,328	739	○
4			200,000	7.75	151.13	1,323.41	1,323	1,476	覚書
5			200,000	7.75	155.00	1,290.32	1,291	1,333	○
6			200,000	8.00	158.00	1,265.82	1,265	814	確認書
7			200,000	7.75	156.29	1,279.66	1,280	392	○
8			200,000	7.75	151.77	1,317.78	1,317	538	覚書
9			197,900	7.75	154.35	1,282.12	1,282	1,373	○
10			200,000	7.75	154.35	1,295.72	1,295	297	○
11			200,000	7.75	154.35	1,295.76	1,295	964	○
12			200,000	7.75	154.35	1,295.72	1,295	1,018	○
13			194,000	7.75	151.75	1,278.42	1,278	343	○
14			187,500	7.75	153.71	1,219.84	1,219	424	○
15			201,000	7.75	155.00	1,296.77	1,296	100	○
16			207,000	7.75	156.29	1,324.45	1,324	537	○
17			192,000	7.58	156.09	1,230.06	1,230	361	○
18			200,000	7.75	154.35	1,295.72	1,295	103	○
19			208,000	7.75	153.06	1,358.92	1,358	932	○
20			200,000	7.75	153.71	1,301.17	1,301	618	○
21			186,400	7.75	154.33	1,207.78	1,207	446	○
22			222,260	7.83	155.95	1,425.22	1,424	210	○
23			196,000	8.00	156.00	1,256.41	1,256	419	○
24			190,000	7.50	150.00	1,266.67	1,266	1,800	覚書
25			200,000	7.75	151.13	1,323.41	1,296	226	覚書
26			200,000	7.75	153.06	1,306.66	1,306	121	○
27			210,000	7.45	154.42	1,359.96	1,359	133	○
28			200,000	7.90	158.29	1,263.49	1,263	650	○
29			195,000	7.75	156.29	1,247.67	1,247	85	取極書

18,004

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳 電気機械

	事業所名	組 合 名	適用労働者数
1			801
2			751
3			739
4			1476
5			1333
6			814
7			392
8			538
9			1373
10			297
11			964
12			1018
13			343
14			424
15			100
16			537
17			361
18			103
19			932
20			618
21			446
22			210
23			419
24			1800
25			226
26			121
27			133
28			650
29			85
合 計			18,004

県内適用労働者数

1/3

37,220

12,407



令和7年 7月25日

埼玉労働局 局長
片淵 仁文 殿

上尾市1-1
全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会
議長 高橋 克彦

さいたま市大宮区桜木町4-883
JAM埼玉北関東 埼玉県連絡会
会長 今井 信博

さいたま市浦和区岸町7-5-19
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
埼玉地方協議会
議長 竹内 秀之

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める
申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自動車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者42,050名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自動車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。たし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における輸送用機械器具製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における輸送用機械器具製造業の労働者の概数
及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における輸送用機械器具製造業の労働者の概数

令和3年経済センサス活動調査

適用労働者数
42,050 人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	19事業所	16,707人
合計	19事業所	16,707人

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

輸送用

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給	時間給 小数点切り捨て	適用労働者数	協定書
1			194,200	8.00	162.67	1,193.85	1,193	502	○
2			215,000	8.00	162.67	1,321.72	1,321	1,564	○
3			210,600	8.00	162.00	1,300.00	1,300	2,099	○
4				7.83	159.93		1,225	270	○
5				8.00	162.00		1,220	164	○
6			197,000	8.00	162.67	1,211.07	1,211	44	○
7			196,800	8.00	162.67	1,209.84	1,209	178	○
8			200,000	8.00	163.33	1,224.49	1,224	22	覚書
9			205,000	8.00	162.67	1,260.25	1,260	461	覚書
10			198,000	8.00	162.67	1,217.21	1,217	244	○
11			200,700	8.00	162.67	1,233.81	1,233	94	○
12			200,700	8.00	162.67	1,233.81	1,233	268	○
13			194,000	8.00	165.33	1,173.39	1,173	70	○
14			207,025	8.00	162.67	1,272.69	1,272	268	○
15			210,560	8.00	162.67	1,294.43	1,294	3,751	○
16			196,330	8.00	162.67	1,206.95	1,206	697	○
17			190,000	7.75	158.88	1,195.91	1,195	220	○
18			210,560	8.00	162.67	1,294.43	1,294	5,425	○
19			192,070	8.00	162.67	1,180.76	1,180	366	○

16,707

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳

輸送

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			502
2			1,564
3			2,099
4			270
5			164
6			44
7			178
8			22
9			461
10			244
11			94
12			268
13			70
14			268
15			3,751
16			697
17			220
18			5,425
19			366
計			16,707

適用労働者数

42,050



令和7年 7月25日

埼玉労働局 局長
片淵 仁文 殿

上尾市1-1
全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会
議長 高橋 克彦

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自動車を含む）を除く。以下同じ）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋特株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者23,050名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自動車を含む）を除く。以下同じ）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋特株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県自動車小売業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の決定を求めるものである。

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②賃金の最低額に関する労使協定の写し、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- ③機関決定の写し
- ④申出代表者に対する委任状
- ⑤それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
- ⑥賃金格差の存在を示す疎明資料

埼玉県における自動車小売業の
労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数

令和3年経済センサス活動調査

適用労働者数
23,050 人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	7事業所	4,860人
機関決定	7事業所	2,833人
合計	14事業所	7,693人

①賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

自動車小売

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間額	時間給 小数点切り捨て	適用労働者数	協定書
1			190,000	7.83	159.93	1,188.02	1,188	1,476	○
2			194,300	7.75	158.23	1,227.97	1,227	731	○
3			223,100	8.00	163.33	1,365.92	1,365	147	○
4			209,400	8.00	163.33	1,282.04	1,282	1,237	○
5			188,000	7.50	156.25	1,233.00	1,233	249	○
6			189,400	7.83	161.89	1,169.94	1,169	543	○
7			202,100	7.50	159.38	1,268.08	1,268	477	○

4,860

②最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている労働組合の労働時間

	機関決定を行った団体名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間額	時間給 小数点切り捨て	適用労働者
1			7.75	157.58			649
2			7.60	160.36			694
3			7.50	156.88			788
4			7.50	156.88			86
5			7.50	158.13			144
6			7.50	158.11			42
7			7.83	159.51			430

2,833

7,693

3. 2の合意する者の内容

自動車小売

イ. 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			1,476
2			731
3			147
4			1,237
5			249
6			543
7			477
		合 計	4,860

ロ. 最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている労働組合の内訳

	機関決定を行った団体名	適用労働者数
1		649
2		694
3		788
4		86
5		144
6		42
7		430
	合 計	2,833
	総合計	7,693

県内適用労働者数

23,050

7,684